定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月十七日

新潟県糸魚川市大町一丁目四番三号

株式会社三愛旅行社

代表取締役　片山　良博

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月十七日

京都府綴喜郡井手町大字井手小字中川五五番地

五洋パッケージ株式会社

代表取締役　井川　智崇

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月十七日

兵庫県姫路市西今宿一丁目一一番五五号

株式会社明城製作所

代表取締役　吉田　浩

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十九年三月十七日

兵庫県姫路市西今宿一丁目一一番五五号

株式会社明城製作所

代表取締役　吉田　浩

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月十七日

兵庫県加古川市野口町長砂八八一番地

株式会社藤原製作所

代表取締役　藤原　良康

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月十七日

兵庫県加古川市野口町長砂八八一番地

株式会社藤原製作所

代表取締役　藤原　良康

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしました。当社の株券を所有する方は、株券提出日である、平成二十九年四月十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年三月十七日

東京都中央区日本橋人形町二丁目一三番九号

アルゴンメディカルデバイスズジャパン株式会社

代表取締役　フレッド・ピー・ランプロポウロス

合併につき株券等提出公告

当社は、山浦染革株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年五月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年三月十七日

東京都渋谷区神宮前二丁目二八番二号

株式会社イグレツク商会

代表取締役　山浦　真一

限定承認公告

本籍青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山四四一番地、最後の住所青森県青森市中佃三丁目三番二号

被相続人　亡　中村　玲子

右被相続人は平成二十八年九月二十六日死亡し、その相続人は平成二十九年三月六日青森家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日

青森県青森市中佃三丁目三番二号

限定承認者　中村　寿治

限定承認公告

本籍茨城県つくば市吾妻二丁目一四番地、最後の住所茨城県つくば市中別府五九一番地二八

被相続人　亡　大井　ゆき

右被相続人は平成二十八年九月十二日死亡し、その相続人は平成二十九年三月八日水戸家庭裁判所土浦支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日

茨城県つくば市中別府五九一番地二九

限定承認者　大井　信三

限定承認公告

本籍群馬県太田市飯田町八〇四番地二、最後の住所群馬県太田市飯塚町一五七五番地

被相続人　亡　曲　壽之

右被相続人は平成二十八年十二月二十五日死亡し、その相続人は平成二十九年三月七日前橋家庭裁判所太田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日

群馬県太田市飯塚町一五七五番地

相続財産管理人　曲　淑子

限定承認公告

本籍長野県安曇野市明科七貴七二四二番地、最後の住所大阪市淀川区三国本町一丁目一五番四―一一〇四号　被相続人　亡　堀内**分**朝重

右被相続人は平成二十八年十二月十八日死亡し、その相続人は平成二十九年三月七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日

大阪市此花区西九条二丁目一番三二―八〇三

相続財産管理人　鍋嶋　絹子

限定承認公告

本籍和歌山県和歌山市南桶屋町一五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山本　恵美

右被相続人は平成二十八年八月一日死亡し、その相続人は平成二十九年三月九日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十七日

和歌山県和歌山市東釘貫丁三丁目四〇番地

相続財産管理人　佐々木敏夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十八年八月十二日付官報の号外第一七八号五十九頁に掲載されています。

平成二十九年三月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

アゼリア特定目的会社

取締役　松澤　和浩

正誤

ページ	段	行	誤	正
一三	下	終りから一三		
〃	〃	〃 八		
一四	上	一 三	事業活動	事業活動の促進
〃	〃	〃 五		

（原稿誤り）

一一二		終りから二	大遊ダイヤ	新切り抜き大遊ダイヤ

平成二十九年三月十三日正誤欄中

（印刷誤り）

三二ページ四段目終りから六行目の「同日（同号外）」は「平成二十八年十二月二十六日（号外第二百八十五号）」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十七日付第五三号八〇ページ●同日付第五四号六四ページ●同日付政府調達　第五二号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）